

オデブレヒト汚職事件と 中南米諸国への影響

木下直俊*
林 康史**

【要旨】

ブラジルの国営石油公社ペトロbrasをめぐる汚職事件の捜査が2014年3月に開始され、4年近くが経過した。同社が長年にわたって常習的に取引先企業との契約で水増し請求をさせ、そこから捻出した裏金を政党や有力政治家に繰り返し渡ししていた。捜査の過程で、贈賄側として汚職事件に関与したブラジル最大手建設会社オデブレヒトが、中南米等諸外国の大統領・有力政治家へ贈賄を行っていた実態が発覚し、これら関与した国々の内政・経済に影響を及ぼしている。

2000年代から中南米諸国は汚職撲滅を重要課題として掲げ、汚職対策の強化に

* 東海大学非常勤講師・国際金融情報センター中南米部研究員

** 立正大学経済学部教授

今回の調査・執筆にあたって、中部学院大学経営学部教授 畠山久志先生、函館大学専任講師 藤原凜先生はじめ多くの方々に貴重なコメントをいただいた。現地調査では、とくに、サンパウロの永田翼氏にお世話になった。関係機関・各位に心から感謝とお礼を申し上げたい。

本稿に関する誤り等はすべて執筆者に帰するものであり、文中の意見にわたる部分は個人的見解であることをお断りしておく。なお、この研究は立正大学経済研究所の援助(2016年度)を受けていることを付記する。

取り組んできたが、今般汚職事件の発覚により、依然として多くの国で汚職の慣行が深く根付いている実態が明らかとなった。

一般的に、汚職はさまざまな面で経済成長を阻害する要因とされている。中南米地域の経済成長率は回復しつつあるもののその勢いは弱く、再び活力を取戻し、持続的かつ社会的に公平・公正な成長を実現するには、各国政府が汚職撲滅に向け、司法改革や法の支配の確立に取り組み、実効性の高い汚職対策を講じる必要があろう。

目次

はじめに

1. オデブレヒト汚職事件の背景と現状

- (1) オデブレヒトについて
- (2) 最近のブラジル政治の概要
- (3) 汚職事件の発覚

2. オデブレヒト汚職事件の中南米諸国への影響

- (1) 中南米諸国の捜査状況
- (2) オデブレヒト汚職事件の経済的影響

3. 汚職の背景と今後の課題

- (1) 汚職の概念
- (2) 中南米諸国の課題

おわりに

【キーワード】 中南米、汚職、オデブレヒト

はじめに

ブラジル連邦警察が 2014 年 3 月 17 日に、国営石油公社ペトロブラス (Petrobras: Petróleo Brasileiro S.A.) をめぐる汚職事件への捜査 (通称「ラバ・ジャッ

ト捜査 (Operação Lava Jato)¹⁾を開始してから4年近くが経過した。同事件では、ペトロブラスが長年にわたって常習的に取引先企業との契約で水増し請求をさせ、そこから捻出した裏金を政党や有力政治家に繰り返し渡ししていたとされ、政財界を巻き込むブラジル史上最大の汚職事件となった²⁾。

ブラジルの大手建設会社は贈賄側として軒並み汚職事件に関与したとされ、2015年6～7月にはオデブレヒト (Odebrecht S.A.) およびアンドラデ・グティエレス (Andrade Gutierrez S.A.) の最高経営責任者 (CEO) が逮捕・起訴された。大手建設会社の公共事業からの締め出し等に伴う投資の落ち込みや、人員整理による雇用情勢悪化など、経済面の影響は大きかった。さらに、逮捕された幹部が司法取引に応じて行った証言から、中南米等諸外国の大統領・有力政治家への贈賄も明らかになり、汚職の構図が国境を越えて根深いものであることがわかった。

本稿では、主にオデブレヒトをめぐる大規模汚職事件について、影響を受けた中南米各国の情報を整理するとともに、中南米諸国への影響および今後の課題についてまとめる。

1. オデブレヒト汚職事件の背景と現状

(1) オデブレヒトについて

オデブレヒトは1944年に土木建設会社としてノルベルト・オデブレヒトが創業した、石油、ガス、電力、化学、公共インフラ、物流、不動産などの建設、エンジニアリングを請け負う複合企業である (図表1参照)。二代目エミリオ・オデブレヒトが石油関連企業ブラスケム (Braskem S.A.) を創業するなど事業を拡大し、南米随一の大企業へと成長させた。父の跡を継いだ三代目マルセロ・オデブ

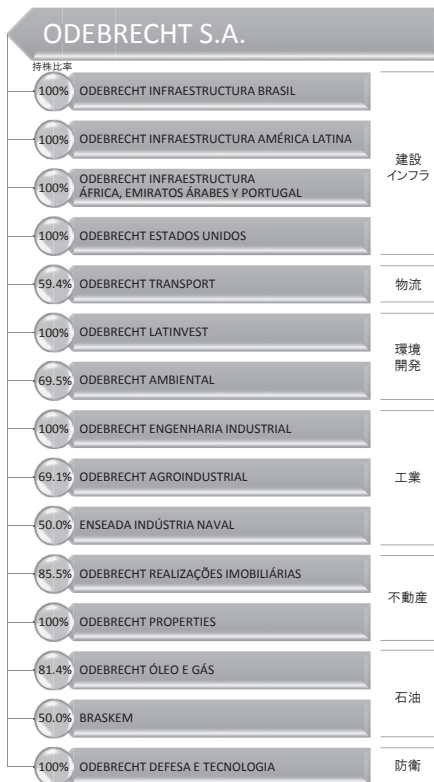
¹⁾ ラバ・ジャットは高圧洗浄を意味する。汚れを一気に洗い落とすウォーター・ジェット噴射洗浄のように汚職を一掃するという意味合いが込められている。ブラジルでは、大規模な事件の場合、警察や検察が通称で呼ぶことが多い。

²⁾ 2017年11月27日付ブラジル主要紙 *O Globo* によると、ラバ・ジャットで逮捕・起訴された数は416人、有罪判決が下された数は144人に及ぶ。

レヒト³が、今回の大規模汚職事件の渦中の人物である。

現在、同社はブラジルのみならず米州 13 か国（米国，メキシコ，グアテマラ，パナマ，キューバ，ドミニカ共和国，アルゼンチン，コロンビア，ベネズエラ，エクアドル，ペルー，ポリビア，チリ），アフリカ 4 か国（南アフリカ，アンゴラ，モザンビーク，ガーナ），東南アジア（シンガポール），中東（サウジアラビア），欧州 6 か国（ドイツ，オーストリア，スペイン，ポルトガル，オランダ，ルクセンブルク）と世界 25 か国で事業を展開している。2016 年の売上高は 898 億リアル（257 億ドル），EBITDA（利払い・税引き・減価償却・その他償却前利益）は 178 億リアル（51 億ドル），総従業員数は 7.9 万人（うちブラジル国籍 4.8 万人）と，南米最大規模の企業である。

〔図表 1〕 オデブレヒト・グループ企業一覧



（出所）オデブレヒト年次報告書を基に筆者作成

（2）最近のブラジル政治の概要

ブラジルの場合，汚職事件は特定の政権によるものではないが，ここで 21 世紀に入ってからの政権について簡単に触れておきたい。

フェルナンド・カルドーゾ（在任 1995～2003 年，PSDB：ブラジル社会民主党）の後，大統領に就任したルイス・イナシオ・ルーラ（在任 2003～11 年，PT：

³ バイア連邦大学（UFBA）土木工学部を卒業後，1992 年にオデブレヒトに入社，2008 年にオデブレヒト CEO に就任したが，汚職事件を受けて 2015 年 6 月に辞任した。

労働者党)⁴は、政権発足当初、ジョゼ・ジルセウ官房長官(政治担当)、アントニア・パロッシ財務相(経済担当)、ルイス・グシケン通信相(組合担当)を主要閣僚として重用した。

経済政策はパロッシ財務相の意見を容れて、基本的にカルドーゾ路線を継続し、経済安定化政策(①変動為替相場制、②インフレターゲット制、③財政規律確保)を堅持したことで、国内財界だけでなく、国際社会からの信頼を得た。経済成長促進策として「経済成長加速化プログラム(PAC: Programa de Aceleração do Crescimento)」を導入し、巨額のインフラ投資を進めた。また、教育・医療・福祉などの社会政策を拡充し、低所得者層への生活扶助制度として「ボルサ・ファミリア(Bolsa Familia)」と称する条件付き現金給付政策を導入したほか、最低賃金引き上げ等と、国民の生活水準の底上げを図った。

一方、内政面では、ルーラ政権はジルセウ官房長官等が国会での多数派工作を行うため、連立の与党議員に対し抱き込みを図った。その資金は、労働者党が架空請求・水増し契約で集めた裏金によって捻出されたとみられ、後にメンサロン贈収賄事件(mensalão)⁵として知れ渡った。

ルーラは2011年1月1日の任期満了をもって退任し⁶、ルーラ政権期に鉱山・エネルギー相(2003年1月～05年6月)、官房長官(2005年6月～10年3月)を務めたジルマ・ルセフ大統領(在任2011年1月1日～16年5月12日、PT:労働者党)に政権が継がれたが、ルーラは退任後も高いカリスマ性から低所得者層を中心に支持を集め、絶大な影響力を及ぼしている。

ルセフ政権発足後、2013年6月にサンパウロで公共交通機関の運賃引き上げに抗議するデモが発生し全国主要都市へ拡大した。ルセフ大統領は、2014年の大統領

⁴ 1945年に貧農の家に生まれ、2歳から靴磨きや工具として働きながら小学校の課程を修めた。軍事独裁政権期(1964～85年)、労働運動で頭角を現し、1980年に労働組合リーダー、知識人のグループとともに労働者党(PT: Partido dos Trabalhadores)を結成した。

⁵ 毎月の小遣いを意味する「メザーダ(mesada)」の語尾に拡大辞aõが伴い、巨額の御手当てを意味する。巨額の贈収賄が常習的に行われたことを暗喩している。

⁶ 憲法規定により三選は禁止されている。

領選挙で再選されたが、ペトロブラスをめぐる汚職事件の影響から、大規模な抗議デモが頻発、大統領支持率は一桁台にまで低下した。2016年5月12日には、ルセフ大統領の弾劾法廷設置が決定され、職務停止(最長180日間)となりミシェル・テメル副大統領が大統領職を代行することとなった。8月31日に、財政赤字の粉飾の責任を問われたルセフ大統領の弾劾が成立し、テメル副大統領が大統領(在任2016年8月31日～現在、PMDB: ブラジル民主運動党⁷)に就任した。

(3) 汚職事件の発覚

2016年12月21日に米国司法省(DOJ)がオデブレヒト汚職事件に関する報告書(No.16-643RJD)を発表し、オデブレヒトおよび子会社ブラスケムなどが、2001～16年にわたり、中南米(ブラジル、アルゼンチン、ベネズエラ、コロンビア、エクアドル、ペルー、パナマ、グアテマラ、メキシコ、ドミニカ共和国)、アフリカのポルトガル語圏(アンゴラ、モザンビーク)12か国において、計100件以上、総額33.4億ドルに及ぶ公共事業受注の便宜を図ってもらおう見返りとして、少なくとも総額7億8,800万ドルの賄賂を渡していたことが明らかになった(図表2参照)。オデブレヒトは米国で贈賄工作を行い、スイスの銀行口座を用いて裏金の出入金を繰り返していたことから、米国の外国汚職防止法(FCPA: Foreign Corrupt Practices Act)⁸に抵触するとして摘発された。同社は米国司法省と、総額35.6億ドル(オデブレヒト26.0億ドル、ブラスケム9.6億ドル)の制裁金を20

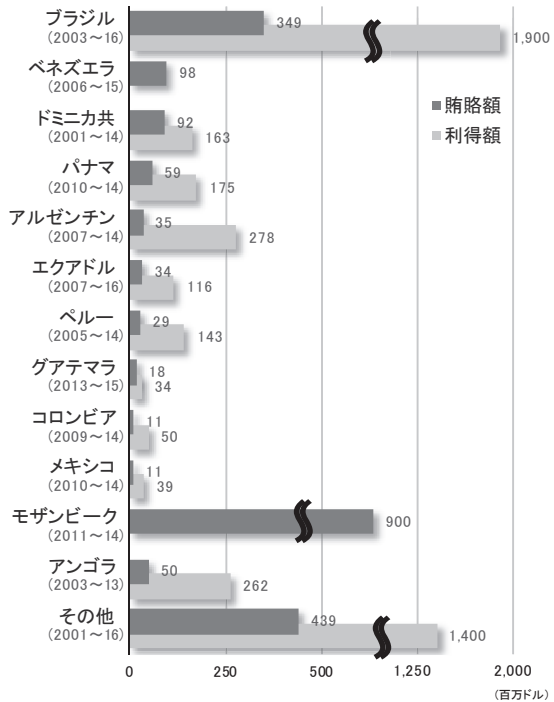
⁷ 現MDB。党名PMDB (Partido Movimento Democrático Brasileiro) は1981年にMDB (Movimento Democrático Brasileiro) から改称され、2017年12月19日にMDBに戻された。日本語では、いずれもブラジル民主運動党と表記される。

⁸ 米国の個人・法人による外国公務員などへの贈賄行為だけでなく、海外の個人・法人に対しても、贈賄工作が米国内で行われた場合には米国の裁判権が及ぶと規定されている。過去、日本企業では、2011年に日揮・丸紅(ナイジェリアの公務員に対する贈賄で制裁金として日揮2億1,880万ドル、丸紅5,460万ドル)、ブリヂストン(アルゼンチン、ブラジルの公務員に対する贈賄で制裁金2,800万ドル)、2014年に丸紅(インドネシアの公務員に対する贈賄で制裁金8,800万ドル)が摘発されている。

年かけて米国・ブラジル・スイスの司法当局に支払うことを定めた起訴猶予合意を締結した⁹。この制裁金は、2008年に大規模汚職事件でドイツ総合電機大手シーメンスに科された総額16億ドルを大きく上回り、過去最高となっている。

中南米11か国およびポルトガルの検察当局は2017年2月16日、オデブレヒトが関与した汚職事件の全容解明を目的に合同捜査委員会を立ち上げ捜査協力することで合意した。各国では汚職捜査が進められている。以下で、その現状についてまとめておく。

[図表 2] オブレヒトによる贈賄額、賄賂による利得額



(出所) 米国司法省の報告書を基に筆者作成

2. オデブレヒト汚職事件の中南米諸国への影響

(1) 中南米諸国の捜査状況

(a) ブラジル

ブラジル連邦検察庁は2016年3月4日、ルーラ元大統領を資金洗浄、不正蓄財、収賄などの疑いで逮捕した。ルーラは、とくにエミリオ・オデブレヒトと昵

⁹ 支払能力を超える制裁金額のため、米国司法省などと協議を行い、2017年4月17日に21.8億ドルに減額された。なお、米国およびスイスがそれぞれ罰金の10%を、ブラジルが80%を受け取ることとなる。

懇であったとされ¹⁰、大統領を退任した 2011 年以降、オデブレヒトが手配した航空機を利用してパナマ、キューバ、ドミニカ、ガーナなどを訪問し、インフラ建設事業を同社に受注させるべく、ブラジル国立経済社会開発銀行 (BNDES) の低利融資を供与するなどして贈賄工作を行ったとされる。ブラジルのパラナ州連邦裁判所は 2017 年 7 月 12 日、ルーラ元大統領に禁固 9 年 6 か月および公職禁止 19 年の有罪判決を下した、2018 年 1 月 24 日にリオ・グランデ・スル州連邦第 4 地域裁判所で行われた控訴審では、禁錮 12 年 1 か月の有罪判決が下された¹¹。

オデブレヒトのマルセロ・オデブレヒト最高経営責任者 (CEO) が 2015 年 6 月 19 日に、資金洗浄および贈賄の容疑で逮捕され、2016 年 3 月 8 日にはパラナ州連邦裁判所が同氏に禁固 19 年 4 か月の有罪判決を下した。同様に、同社元幹部のマルシオ・ファリア (禁固 10 年)、ホジェリオ・アラウジョ (禁固 10 年)、セサル・ロカ (禁固 8 年 10 か月)、アレシャンドリーノ・アレンカール (禁固 7 年 6 か月) およびペトロプラス元幹部などにも有罪判決が下された。

その後、2016 年 12 月 1 日にオデブレヒトは捜査協力に応じることに合意し、マルセロ前 CEO をはじめ元幹部 77 人が“司法取引に応じた供述 (delação premiada 以下、司法取引)”を行い、汚職の実態について証言してきた。公表された証言によると、社内には贈賄を専門に行う部署“組織業務課 (Setor de Operações Estruturadas)”があり、不正な会計処理を行い、現職関係を含む大物政治家に 2006～14 年にわたり総額 33.7 億ドルを渡していたという。献金が多額の場合に

¹⁰ オデブレヒトの海外進出は、ルーラの外遊・売り込みにより、さらに促進された。ルーラの外遊の多さは顕著 (3. (f) ベネズエラを参照) で、2005 年 5 月 16 日の国営 TV ラジオ放送「大統領とコーヒーを」で、外遊が多すぎではないかと問われ、ルーラは自政権になっての輸出増加を誇示し、「生産物を抱えて世界に売りに行かなければ、グローバル化した世界での競争に敗れる」と語っている。

¹¹ ブラジルの裁判制度は基本的に三審制である。連邦地方裁判所 (MPF 地裁)、連邦地域裁判所 (TRF)、連邦高等裁判所 (STJ)、それに連邦最高裁判所 (STF) となっており、STF によって STJ を飛ばして STF に上告することもある。判決の内容は、最終結審後に効力を有するため、勾留されない状態で上訴することができたが、現在は、二審判決で有罪が確定すると収監される。

は、資金を英領ヴァージン諸島、アンドラ公国、スイス、パナマ、ベリーズなどのタックス・ヘイブン（租税回避地）を複数迂回して供与していたほか、少額の場合には現金を郵送もしくは直接手渡していたとされる。

2010年の大統領選挙の際には、ミシェル・テメルが党首を務めるブラジル民主運動党（PMDB）に総額4,000万ドルの賄賂が支払われ、うち800万ドルがルーラ大統領（当時）率いる労働者党（PT）に渡ったとされる。また、2014年の大統領選挙では、エリゼウ・パジーリャ官房長官を介してルセフ（PT）＝テメル（PMDB）陣営に総額1.5億レアル（6,400万ドル相当）を選挙資金として献金したことが明るみに出た¹²。

(b) ペルー

オデブレヒトは2017年1月5日にペルー検察庁による司法取引を受け入れ、検察への情報提供、および不当利得（総額3,000万ソル＝890万ドル相当）を政府に支払うことに合意した。同社はペルーで2004～15年の間に計22件のプロジェクトを請け負い、推定総額17.58億ドルの水増し請求が行われ、その一部がペルー歴代大統領や有力政治家への選挙資金として流用されていたとみられる。

① トレド政権（2001～06年）

2017年2月9日に開廷したリマ第一準備法廷は、ペルー検察庁によるアレハンドロ・トレド元大統領への勾留請求を認め、18か月の勾留処分を下した。大洋間横断道路（IIRSA）南部第2区（総工費は当初予算額2.63億ドル→最終額6.59億ドル）、第3区（当初予算額3.95億ドル→最終額6.25億ドル）の建設工事入札で便宜を図った見返りに総額2,000万ドルの賄賂を受け取ったとされる。なお現在、トレド被疑者は米国に滞在しており、政府当局は国際刑事警察機構（ICPO）を通じて身柄引き渡しを求めている。

¹² テメル大統領は2017年5月には食肉大手JBSから賄賂を受け取ったとの疑いから起訴されたが、大統領の訴追には下院の承認（3分の2以上の議員の賛成）を要し、連立与党が下院の3分の2超の議席を占めるため、訴追を免れた。

② 第 2 次ガルシア政権 (2006～11 年)

ペルー検察庁は 2017 年 1 月 22 日、第 2 次アラン・ガルシア政権期に、運輸通信省入札監理委員会の要職にあったマリエラ・ウエルタ委員長、エドウィン・ルヨ委員のほか、ホルヘ・クバ元運輸通信省副大臣、同副大臣の知人ジェシカ・テハダ元バレーボール選手、ミゲル・ナバロ同副大臣顧問などが、リマ地下鉄メトロ 1 号線 (第 1 区: 当初予算額 4.10 億ドル → 最終額 5.19 億ドル / 第 2 区: 5.83 億ドル → 8.85 億ドル, 2011 年 7 月運転開始) の敷設プロジェクトに係る入札で便宜を図る見返りに総額 800 万ドルの賄賂を受け取ったとして、18 か月の勾留請求を行い逮捕した。なお、ガルシア元大統領も収賄の嫌疑で捜査対象となっている。

③ ウマラ政権 (2011～16 年)

オデブレヒト・ペルー支社のホルヘ・バラタ代表取締役が 2017 年 2 月 21 日、2011 年の大統領選挙の際に、オジャンタ・ウマラ前大統領およびナディン・エレディア夫人に総額 300 万ドルの献金を行ったと証言し、前大統領夫妻に対する捜査が開始された。2017 年 7 月 13 日に開廷したリマ第一準備法廷は、検察庁による前大統領夫妻に対する勾留請求を認め、18 か月の勾留処分を下した。2006 年および 11 年の大統領選挙の際に違法な献金を受け¹³、大統領任期中の 2014 年 6 月に行われたペルー南部ガスパイプライン・プロジェクト (総工費 73.28 億ドル) の入札において、入札価格がオデブレヒトを下回る企業があったが、同社が落札できるように便宜を図ったとみられる。

④ クチンスキー政権 (2016 年～現在)

ペルー検察庁は 2017 年 11 月 22 日、マリアノ・ゴンサレス前国防相 (在任 2016 年 7～11 月) が 2016 年 1 月に総額 50 万ドルの賄賂をオデブレヒトから受け取ったとの疑いがあるとして捜査を開始した。なお、ゴンサレス前国防相は 2016 年の大統領選挙の際に、クチンスキー大統領率いる政党 PPK に総額 10.4 万ドル (3.1 万ドル相当) を献金したと選挙管理委員会 (ONPE) への報告書には記載さ

¹³ 2006 年の大統領選挙では、ベネズエラのウゴ・チャベス大統領より当該国の国庫から Kaysamak 社を経由し、エレディア夫人の母親アントニア・アラルコンに総額 6.8 万ドル、夫人の友人ロシオ・カルデロンに総額 1.9 万ドルが支払われたとされる。

れており、オデブレヒトからの賄賂が流用されたとみられる。

クチンスキー大統領は大統領選挙の際に、オデブレヒトから一切資金は得ないと表明していたが、2017年12月13日にオデブレヒトがペルー国会「ラバ・ジャット汚職捜査」調査委員会において、クチンスキー大統領が経営するコンサル会社 Westfield Capital に2004～07年に総額78.2万ドルを支払ったと証言した。これは利益誘導にあたるとして、15日に野党側から“倫理感の欠如”を理由とした大統領罷免決議案が国会に提出された。21日に行われた国会での審議・表決の結果、賛成票が全議席の3分の2(87票)に届かず、同案は否決され、クチンスキー大統領は失職を免れた。決議案が可決に至らなかったのは、アルベルト・フジモリ元大統領(在任1990～2000年)の次男ケンジ・フジモリ議員をはじめとするFP(Fuerza Popular)の議員10名が棄権したことが主因にあり、クチンスキー政権が造反の見返りとして、人権侵害の罪により禁錮25年の刑に服する実父フジモリ元大統領への恩赦を提示し、24日に恩赦を行っている。この恩赦をめぐり、政権内では反発する声が強まり、閣僚3名が辞任したほか、国会議員3名が与党から離党した。

⑤ その他

ペルー検察庁は2017年11月9日、ブラジルのクリチバにおいて、マルセロ前CEOへの取調べを行った。マルセロは、2011年の大統領選挙の際に、フジモリ大統領の長女ケイコ・フジモリFP党首への献金を50万ドル増額するように、ペルー支社に指示したと証言した。ペルー警察は12月7日に首都リマのFP関連施設の家宅捜索が行われた。今後の捜査次第では、ケイコ・フジモリの訴追の可能性もある。

また、ペルー検察庁は11月26日、スサナ・ビジャラン前リマ市長(在任2011～14年)およびその側近ホルヘ・ミゲル・カストロが、2013年3月17日のリマ市議会議員解職請求選挙の際、オデブレヒトおよびOASから、選挙資金として不正に総額300万ドルを受け取った疑いがあるとして、最高裁に出国禁止措置の適用を求めた。

(c) エクアドル

① コレア政権 (2007～17 年)

2008 年 7 月、オデブレヒトが建設したサンフランシスコ水力発電所 (総工費 2 億 8,600 万ドル, 2000 年 3 月着工, 07 年 6 月完工) に欠陥が発覚し, 運転停止の事態となった。ラファエル・コレア大統領 (当時) は, オデブレヒトに対し修復・損害賠償請求を求めたが, 真摯な対応が得られないとし, 2008 年 9 月に大統領令第 1348 号を以て同社資産を差し押さえた。オデブレヒトはエクアドル政府が提示した和解案 (臨時保証金 4,380 万ドル, 保証期間 5 年) を受け入れ, 一旦収束したが, 10 月に水増し不正請求が発覚, 大統領令第 1383 号を以て同社の国外強制退去を命じた。ブラジル政府は大使を召還し外交問題へと発展した。しかし, その後, 2009 年 1 月にエクアドル政府とオデブレヒトが和解し両国関係は改善した。なお, この関係改善の背景に贈収賄があったと伝える在エクアドル米国大使館発外交電報がウィキリークスにより暴露されている。

また, アレクセイ・モスケラ元電力再生可能エネルギー相 (在任 2007～09 年), およびその義理の伯父マルセロ・エンダラは 2017 年 4 月 21 日, 2008 年にトアチ・ピラトン水力発電所建設 (発電能力 254 Mw, 2011 年 5 月着工, 2017 年 6 月時点の進捗度は 95%) の契約で便宜を図った見返りに総額 100 万ドルを受け取ったとして収賄容疑で逮捕されている。

② モレノ政権 (2017 年～現在)

ホルヘ・グラス副大統領 (在任 2013～17 年) の収賄疑惑が 2017 年 7 月末に報じられ, 8 月 3 日にレニン・モレノ大統領 (副大統領: 2007～13 年, 大統領: 2017 年～現在) はグラス副大統領の権限を剥奪する大統領令第 100 号に署名した。最高裁は 10 月 2 日にエクアドル検察庁の勾留請求を認め, グラス副大統領およびその叔父リカルド・リベラを逮捕した。これを受け同月 4 日, 空位となった副大統領にマリア・ビクニャ住宅都市開発相が任命された。なお, 同日にグラス氏は事実無根との声明を発表した。これら一連のモレノ政権の措置に対して, コレア前大統領や一部の与党 AP 議員から反発の声があがり, 与党はモレノ派とコレア派とで分裂する事態となっている。モレノ大統領は徹底的に汚職捜査を進めるとしており, コレア派と対決姿勢を強めている。12 月 13 日に, エクアドル

最高裁は、計5件の公共事業の便宜を図る見返りに総額1,350万ドルの賄賂を受け取っていたとしてグラス被告に禁固6年の実刑判決を下した。

(d) コロンビア

① ウリベ政権(2002～10年)

2009年12月に行われた高速道路ルート・ソル第2区(総延長528km)の拡張・改修プロジェクト(総工費24.7億ペソ)の入札の際に、国営民間委託公社(INCO)局長の任にあったガルシア・モラレス元運輸省副大臣が便宜を図る見返りに総額650万ドルの賄賂を受け取ったとして2017年1月12日に逮捕され、同月16日に容疑を認めた。同様に、オット・ブラ元上院議員(在任1998～2002年)が総額450万ドルの賄賂を受け取ったとして同月14日に逮捕された。ブラ元上院議員は潔白だとして否認を続けているが、コロンビア検察庁は2月27日に同容疑者およびその家族の資産686件(総額1,800万ドル相当)を差し押さえた。

② サントス政権(2011年～現在)

コロンビア検察庁は2017年2月7日、2014年の大統領選挙の際に、オデブレヒトがマヌエル・サントス大統領に総額100万ドル、対抗馬であったオスカル・スルアガ元財務相(民主中道運動党)に総額160万ドルを選挙資金として不正に献金していた疑いがあると明らかにした。

3月14日にサントス大統領は2010年の大統領選挙において、同社から総額40万ドルを受け取り、200万枚の選挙ポスターを作成したとして、国民に謝罪するとともに、違法資金の收受を承認したことはなく、検察による捜査で明らかになるまで知らなかったと弁明したが、2014年の大統領選挙資金については言及していない。

また、コロンビア検察庁は2017年2月21日、2014年3月に行われた高速道路ルート・ソル Ocaña=Gamarra 区間拡張プロジェクト(総工費12億ペソ)の入札の際に、国家インフラ整備庁(ANI)のルイス・アンドラデ元長官およびファン・セバ스티アン・コレア元顧問が便宜を図る見返りに、オデブレヒトから総額3.1億ペソ(10.4万ドル相当)の賄賂を受け取ったとして捜査を開始し、コレア元顧問は5月31日に、アンドラデ元長官は9月21日に逮捕された。

(e) パナマ

① マルティネリ政権 (2009～14 年)

パナマ検察庁汚職対策課はオデブレヒト組織業務課元職員などによる供述をもとに捜査を進め、ハイメ・フォード元公共事業相 (在任 2012～14 年) が総額 180 万ドル、ディメトゥリオ・ジミー・パバディミトリウ元大統領府官房長官 (在任 2009～12 年) が総額 400 万ドルの賄賂を受け取ったとの疑いがあるとして、2017 年 9 月 5 日に逮捕した。また、11 月 10 日には、リカルド・マルティネリ前大統領の 2 人の息子リカルド・アルベルトおよびルイス・エンリケが 2009～14 年に複数回にわたり総額 558 万ドルの賄賂を受け取ったとの疑惑が浮上している。

② バレーラ政権 (2014 年～現在)

2017 年 9 月 1 日にパナマ検察庁汚職対策課は、2014 年の大統領選挙の際に、ファン・バレーラ大統領 (副大統領: 2009～14 年, 大統領: 2014 年～現在) の兄ホセ・バレーラ国会議員が党首を務めるパナメニスタ党 (Panameñista), 対抗馬のホセ・ドミンゴ・アリアス元住宅相が党首を務める民主変革党 (CD) がそれぞれ総額 1,000 万ドルの賄賂をオデブレヒトより受け取った疑いがあると発表した。

バレーラ大統領は 11 月 9 日、2009 年大統領選挙の際に、選挙資金として総額 70 万ドルをオデブレヒトから第三者を介して受け取ったことを認識していたと発言した。また、ホセ・バレーラ国会議員は 12 月 5 日、2014 年の選挙の際にブラジル建設業者から選挙資金は一切受けていないと現地主要紙のインタビューに応じた。なお、国会は、18 年 1 月 2 日までに調査報告書を公表予定としており、次第によっては、現政権に捜査が及ぶ可能性が出てきた。

(f) ベネズエラ

米国司法省の報告書によると、2006～15 年に総額 9,800 万ドルの賄賂がオデブレヒトからベネズエラ政府関係者に渡ったとされる。

① チャベス政権 (2000～13 年)

2016 年 2 月にブラジルにおいて資金洗浄の容疑で起訴され、禁固 8 年 4 か月の実刑判決を受けたジョアン・サンタナ¹⁴ およびその妻モニカ・モウラは 2017 年

¹⁴ PT 政権の選挙参謀として金庫番を務めた、元政治記者だが、民衆の愛憎心理を揺さぶ

5月12日、ブラジル連邦検察庁での司法取引に応じ、2012年の大統領選挙の際、ニコラス・マドゥロ外相（外相：2006～13年，大統領：2013年～現在）がオデブレヒトおよびブラジル大手建設会社アンドラデ・グティエレスからの献金として総額9,000万ドルを受け取ったと証言した。

なお、2003～10年の間に、ウゴ・チャベス大統領がブラジルを計20回、ブラジルのルーラ大統領がベネズエラを計16回訪問しており、両者の関係の深さが窺える。

② マドゥロ政権（2013年～現在）

ルイサ・オルテガ前検事総長（在任2007～17年）は2017年10月13日、2013年の大統領選挙の際、マドゥロ大統領がオデブレヒトより総額3,500万ドルの不正献金を受けたとする証拠映像を保有していると告発した。なお、2017年8月4日に発足した制憲議会がオルテガ前検事総長を、翌5日に全会一致で罷免し、同月16日に最高裁は夫ヘルマン・フェレー国会議員が海外口座に600万ドルの隠し財産を有しているとして逮捕状を發布するとともに、家宅捜索も行われ、同夫妻は同月18日にオランダ領アルバ経由でコロンビアに出国、23日にブラジルに逃れている。

(g) アルゼンチン

米国司法省の報告書によると、2007～14年に総額3,500万ドルの賄賂がオデブレヒトからアルゼンチン政府関係者に渡ったとされる。アルゼンチン連邦警察は2017年5月24日、契約を交わした公共事業においてオデブレヒトが不正に水増し請求を行った疑いがあるとして、アルゼンチン支社の家宅捜査を行い、幹部のパソコンを押収した。これまでに汚職を関連付ける消去された書類約260点が発見された。また、クリスティーナ・フェルナンデス大統領（当時）が2013年7月31日にマルセロ・オデブレヒト CEO（当時）を大統領府に招き会談した際の映像が2017年5月16日に公表されている。

る政治宣伝で、6人の大統領を当選させた選挙戦略家と言われる。ブラジルのみならず、アルゼンチンなどでも選挙参謀を行ってきた。

① フェルナンデス政権 (2007～15 年)

フェルナンデス前大統領は 2016 年 12 月 27 日に、在任中の公共工事をめぐる汚職容疑で訴追され、総額 6 億 4,300 万ドルの資産についても凍結された。2017 年 4 月 4 日には不動産取引に絡む資金洗浄の容疑でも訴追されている。さらに、長男マキシモ・キルチネル、長女フロレンシア・キルチネルも同様に訴追されており、出国禁止措置が科されている。

② マクリ政権 (2015 年～現在)

ラバ・ジャット捜査により 2017 年 1 月 11 日、オデブレヒトが 2013 年 9 月 25～27 日に、グスタボ・アリバス国家情報庁 (AFI) 長官のスイスの銀行口座に総額 60 万ドルを入金していたことが発覚し、アルゼンチン連邦検察庁は同月 24 日に捜査を開始した。なお、これに対してマウリシオ・マクリ大統領は同月 17 日に、振り込まれた資金は不動産売却代金であり賄賂ではないと擁護する弁明を行い、アリバス長官も取賄について否定した。3 月 31 日に連邦裁は証拠不十分として棄却する判決を下した。しかし、オデブレヒト組織業務課のレオナルド・メイレス元職員は 5 月 11 日に連邦裁において、アリバス長官に総額 85 万ドルの賄賂を渡したと供述したため、翌 12 日に審理が再開された。

また、オデブレヒトが 2003～15 年にわたり、マクリ大統領の従弟アンヘロ・カルカテラが代表取締役を務めるゼネコン IECSA に賄賂を渡していたことが明らかとなり、アルゼンチン最高裁は 2017 年 11 月 27 日に、カルカテラ IECSA 社長の資産 5,400 万ペソ (312 万ドル相当) を差し押さえた。同様に、リカルド・ハイメ前運輸省事務次官 (在任 2003～09 年)、ホセ・ロペス公共事業次官 (2003～15 年) に対してそれぞれ総額 400 万ペソ (23 万ドル相当) の資産差押処分を命じた。

(h) メキシコ

オデブレヒト・メキシコ支社のルイス・メネセス代表取締役 (在任 2010～17 年) は、2016 年 12 月に逃亡先のブラジルで司法取引に応じ、2012 年大統領選挙の際に、ペニャ・ニエト候補 (メキシコ州知事: 2005～11 年, 大統領: 2012 年～現在) 陣営選挙対策国際部門のエミリオ・ロソーヤ前国営石油公社ペメックス

総裁と面会し、同氏が取締役理事を務めるラテンアメリカ・アジア・キャピタル社（英領ヴァージン諸島登記）を通じて総額400万ドルを献金することとなったと証言した。また、子会社プラスケムのカルロス・ファディガス元幹部は司法取引において、2012年の大統領選挙の際にラテンアメリカ・アジア・キャピタル社に総額150万ドルを入金したと、メネセスを追認する証言を行っている。なお、これらの証言に対して、ロソーヤおよび制度的革命党（PRI）は否定している。

市民オンブズマンMCCIは2017年10月21日、ニエト大統領はメキシコ州知事時代の2010年10月、11月10日、大統領就任直前の12月11日、および2013年10月と確認されているだけでも4度にわたり、マルセロ・オデブレヒトCEOと会談していたことを明らかにした。なお、ニエト大統領はマルセロと会談したが、金品は受理していないと収賄を否定している。

(i) ドミニカ共和国

米国司法省の報告書によると、オデブレヒトは2001～14年にわたり総額9,200万ドルをドミニカ共和国（以下、ドミニカ）政府関係者に渡したとされる。2017年1月20日、オデブレヒト・ドミニカ支社のマルセロ・ホフケ代表取締役はドミニカ検察庁の事情聴取に応じ、計17件の公共事業を受注するために総額9,200万ドルの賄賂を渡したと証言した。なお、2017年6月7日に最高裁は、オデブレヒトから賄賂を受け取ったとして、現職のトミストクレス・モンタス商工相（経済開発相：2012～16年、商工相：2016年8月～17年6月）をはじめ、ビクトル・ディアス元公共事業・通信相（在任2007～12年）、アンドレス・パウティスタ現代革命党（PRM：野党第一党）党首など計13人に勾留処分を下した。

(j) グアテマラ

米国司法省の報告書によると、オデブレヒトは2013～15年にわたり総額1,800万ドルをグアテマラ政府関係者に渡したとされる。しかし、2017年11月末時点において、摘発・逮捕された政府関係者はおらず、捜査は進展していない。なお、オデブレヒトは2012年にグアテマラ東部の中米2号線（CA-2）幹線道路の改修・拡張プロジェクトを受注している。しかし、同社は2016年6月に総延長148km

のうち 33% (48 km) は完成したが、総工費 3 億 9,940 ドルのうち 70% を使い果たし、契約を履行することは困難として、工事を中断している。

(k) その他

ブラジルのジョアン・サンタナ夫妻は 2017 年 5 月 12 日に司法取引に応じ、2012 年に、エルサルバドルのマウリシオ・フネス前大統領 (在任 2009~14 年)、ドミニカ共和国のダニーロ・メディーナ大統領 (在任 2012 年~現在)、アンゴラのジョゼ・エドゥアルド・ドス・サントス前大統領 (在任 1979~2017 年) は、オデブレヒトおよびアンドラデ・グティエレスから賄賂を受け取ったと証言した。

(2) オデブレヒト汚職事件の経済的影響

ブラジルでは、マルセロ前 CEO をはじめ元幹部などが司法取引を受け入れ、汚職の実態について証言してきた。現職閣僚を含む大物政治家に 2006~14 年にわたり総額 33.7 億ドルを渡していたことが発覚し、オデブレヒトは公共事業の新プロジェクトへの参加禁止、ブラジル国家経済社会開発銀行 (BNDES) による融資停止となった。そのため資金繰りが悪化し、人員整理などを進め、同社の従業員数は 2013 年 18.10 万人から、2016 年 7.96 万人までに削減された。また、その他建設業者に対しても BNDES 融資が停止され、資金繰りが悪化し、3 年間に国内全体で 60 万人が解雇されたと報じられている (2017 年 4 月 23 日付 *Telam*)。汚職捜査による影響はブラジル経済の景気低迷の長期化の一因ともなった。

ペルーでは、オデブレヒトが 2017 年 1 月にペルー検察庁による司法取引を受け入れ、検察への情報提供、および不当利得を政府に支払うことに合意した。同社はペルーで 2004~15 年の間に計 22 件のプロジェクトを請け負い、推定総額 17.58 億ドルの水増し請求が行われ、その一部がペルー歴代大統領や有力政治家への選挙資金として流用されていた。オデブレヒトが建設していた南部ガスパイプラインなどの大規模インフラ事業が中断され、2017 年第 1 四半期に発生したエルニーニョ現象に伴うペルー沿岸部での大雨洪水被害も相俟って、民間投資および公共投資が落ち込み景気は減速した。2018 年は景気回復が見込まれているが、オデブレヒトによる現地下請け企業 247 社への支払い未納・延滞などが発生して

おり、うち 147 社が経営破綻に至り、4 万人の雇用に影響していると報じられ (2017 年 10 月 26 日付 *La Republica*)、ブラジルに次ぐ経済的損失を被っている。

パナマでは、検察庁がオデブレヒト組織業務課元職員などによる供述をもとに捜査を進め、同社が、マルティネリ前大統領の 2 人の息子に賄賂を渡していたほか、現職のバレラ大統領に選挙資金を献金していたことが明るみに出た。オデブレヒトが請負っていたチャン第 2 水力発電所事業のコンセッション¹⁵が取り消されたほか、パナマ運河第 4 橋および地下鉄メトロ 3 号線の建設事業の入札への参加を禁じられた。しかしながら、既に建設が進められているパナマシティー地下鉄メトロの拡張、トクメン国際空港の拡張については、国内経済への影響を考慮し継続されている。

コロンビアでは、米国司法省の報告書によると、2009～14 年に総額 1,100 万ドルの賄賂がオデブレヒトからコロンビア政府の政党・有力政治家などに渡ったとされる。高速道路ルート・ソル第 2 区建設プロジェクトの契約が白紙となり、2018 年初旬に再入札される予定となっているが、汚職事件による国内経済への影響は限定的とされる。

アルゼンチンでは、2007～14 年に総額 3,500 万ドルの賄賂がオデブレヒトからアルゼンチン政府関係者に渡ったとされ、連邦警察によるアルゼンチン支社の家宅捜査が行われている。2017 年 7 月 7 日付官報掲載の決議第 6/2017 号を以てオデブレヒトは 1 年間の受注資格の停止処分となっている。

エクアドルでは、2007～16 年に総額 3,350 万ドルの賄賂を政府高官・政治家などが受け取ったとされ、現職のグラス副大統領が逮捕・収監されている。政府は 2017 年 1 月にオデブレヒトとの新規事業契約を禁じるとともに、契約破棄に伴う違約金として総額 4,000 万ドルを同社に請求している。

ドミニカ共和国では、2001～14 年にわたり総額 9,200 万ドルが政府関係者に渡ったとされる。政府は 2017 年 7 月にオデブレヒトの受注資格を剥奪するとともに、制裁金として総額 1 億 8,400 万ドル (贈賄実行額の 2 倍) を科した。

¹⁵ 特定の地理や事業範囲において、施設の所有権等は発注者たる公的機関に残したまま、与えられる独占的な営業権。

オデブレヒトは国外での事業収入が全体の 8 割程を占めると言われていることから、中南米諸国で相次いで新規事業に参入できないばかりか、制裁金の支払いなども重く押し掛かることから、今後、経営再建が進められるか先行き不透明感が依然残っている。

3. 汚職の背景と今後の課題

(1) 汚職の概念

(a) 汚職の種類

以上のように、オデブレヒトが関与した中南米諸国の汚職事件は極めて大規模なものであった。本項では、ここでの議論となる汚職行為¹⁶についてみておく。それらはいずれも期待できる利益の上乗せ分(レント)を狙っての行為である。広く汚職の区分に関しては、法律、倫理(法意識)、規模、主体と対象等があり、図表3のような基準が考えられよう。それぞれの境界は曖昧な場合もある。

なお、正しいか否かは、正義とは別の観点として、レント・シーキングが社会的厚生面で有益かどうかの問題もあるが、それは区分というより、結果としての社会的な影響の話である。

合法・非合法に関して、合法なものは、政治献金、選挙支援、ロビー活動、天下り等であり、それらは適切な処理がなされている限り汚職とはならない。ただし、法制度は時間とともに変化することもあり、汚職問題のなかには、犯罪の事実の特定が容易でない事件(疑獄)もあり、構成員あるいは広く国民の法意識も重要となる。法律と倫理の2つの基準だけでも、グレーゾーンを考慮しないで4つの区分がある。たとえば、正規のロビー活動や天下りであっても、非倫理的行為だと国民が判断することもあり得る。

¹⁶ [英語] corruption, [西語] corrupción は、一般的に「腐敗」と訳されることも多いが、日本語での腐敗は、精神的・倫理的な腐敗・墮落を指す場合もある一方、生化学的な腐敗を指すことも多く、法律学的・犯罪学的には汚職、贈収賄の意味で用いられるため、本稿では「汚職」と用語を統一する(森下忠『国際汚職の防止』成文堂、2010年、pp. 1-3)。

[図表 3] 汚職の種類

法律(刑事・民事)	合法	非合法(違法)
倫理(法意識・文化)	正	不正
主体	官(政治家も含む)	民間
対象	官(政治家も含む)	市場(取引) 民間
認識	故意	過失
行為(拳動)	作為	不作為

(出所) 筆者作成

主体と対象でいえば、官(政治家も含む)¹⁷・民で4区分となるが、市場の不正使用(マーケット・アブユース)などのように市場も対象となる。

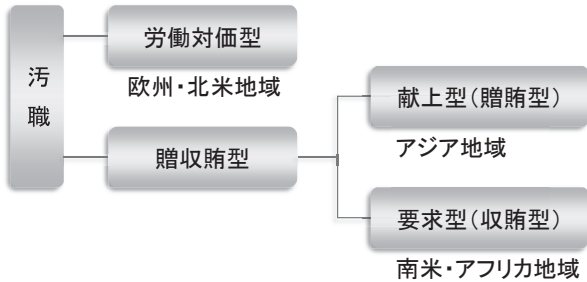
また、それらのすべてに「故意・過失」「作為・不作為」の4区分が存在する。オデブレヒト汚職のような組織的で大規模なものから、軽犯罪を見逃すような個人的な小規模の汚職まで、規模の点でもさまざまである。

本稿では、主として官を主体とする汚職が射程となる。この場合の汚職とは、官(政治家も含む)の地位にある者が、その地位を利用して、個人・企業に便宜供与を行い、その見返りに利益として財や地位をせしめる非合法行為といえる。元来は、「瀆職(とくしよく)(洗職)」とされてきたが、汚職と言いつわられるようになった。汚職は、コアなものが刑法の賄賂罪であるが、横領、背任などの違法行為が含まれる¹⁸。汚職は政府の権限が大きく、監視ができる仕組みになっておらず、政府機

¹⁷ 公務員の家族・愛人等の関係者、退役公務員なども含まれる場合がある。

¹⁸ その他、公務員職権濫用、虚偽公文書作成等、違法行為を黙認する不作為等さまざまである。これらは各国で規定が違うのは当然だが、ちなみに、日本の特徴的なものとして「談合」がある。談合はカルテルの一種で、とくに官公庁などが行う売買・請負契約などの入札制度における事前協定であるが、事業者の間に「お互いに出し抜くことが生き残る道」というルールが働く中国では、談合は発生しないという(王雲海『賄賂の刑事規制——中国・アメリカ・日本の比較研究』日本評論社1998年)。

[図表 4] 賄賂の形態



(出所) 筆者作成

能が効率的でない¹⁹ 政治体制下で生じやすい。

賄賂の代表的な形態を概念的に分類すると図表 4 のようになる。ちなみに、この図表は規模の大きなものを想定しており、また、固定的なものではない。

米国や欧州各国では、得られるレントに見合う、いわば労働対価としての手数料・周旋料、アドバイザリー・フィーのようなものと考えられることが多い。その見返りが授受される時期も、通常の契約と同様に、事前と事後があり、歩合の場合もある。

贈収賄型は労働の対価といった認識はあまりなく、労働対価型との比較でいえば、事業等における意思決定権者の立場の利用(役得)という性格が濃く、規模もレントの大小との相関は低い。

献上型(贈賄型)は、賄賂を贈る側がレントの獲得を期待して支払いを行うもので、その授受は事前であることが多い。中国、アジア諸国に多く見られる。

要求型(収賄型)は、賄賂を受け取る側が見返りを要求するもので、実際には意思決定権のない者が要求する場合もある。南米やアフリカに多いが、近時、中国

¹⁹ 賄賂が社会機能を害することは明らかであるが、経済を活性化させるという意味では効率的であり、必要悪的な社会習慣とみなされることもある。たとえば、汚職の嫌疑を恐れるあまり、役人の対応が硬直的で、全体として非効率的になっているというものだが、制度が変化する過渡期には生じやすい現象であろう。

では要求型が増えている。

ブラジルは、公務員汚職に関しては、規模・金額の大きさや深刻さなどの点で中国に似ており、政治家の汚職に関しては、大統領が検察や裁判所を配下に置き、経済界と癒着して国家ぐるみの汚職が発生しているという点で韓国に似ている。

(b) 不正に対する法意識

不正行為については、慣習化された行動と、その背後にある価値観・法意識を探る必要がある。国民の法意識は時間とともに変化する。たとえば、市場取引における犯罪行為に関する意識調査²⁰では、日本では損失補てんは犯罪性が高いと認識されていた。報道機関が大きく取り上げたのも理由と考えられる。また、インサイダー取引についても犯罪性が高いと思われていた。かつて日本ではインサイダー取引は早耳情報に預れる一部の者の役得と考えられ、むしろ羨望に近い感覚であり、犯罪という認識が低く、規制の面でも米国に遅れていた。1980年代に、日本市場の拡大による海外金融機関の関心の高まりなどにより、報道機関が大きく取り上げたことから、犯罪であると認識されるようになり、改めて規制法制が整備された。

汚職に関しても、国民の法意識は時間とともに変化する。オデブレヒト汚職事件も、従前であれば、現在のような追究がなされずに終わったと思われる。

(2) 中南米諸国の課題

中南米各国は、2000年頃から汚職撲滅を重要課題として掲げ、汚職禁止法を制定するなど対策強化に取り組んできた。しかし、オデブレヒトが関与した汚職事件の発覚により、依然として多くの国で汚職の慣行が深く根付いている実態が明らかとなった。中南米地域では、汚職は“風土病”とも言われ、公共工事・調達の入札に大統領や閣僚など権力者の意向が反映されるケースが後を絶たない。

汚職が蔓延し続ける背景には、大きく分けて以下3つの影響が反映していると

²⁰ 林康史「金融・証券市場における法文化」『市場の法文化』国際書院、2003年、pp.231-236.

考えられる。① 歴史的影響 (1820年代のスペイン・ポルトガルからの独立以降も、大土地所有制からなるオリガルキー (寡頭支配層) による支配体制が維持・継続されていること)、② 政治・経済的影響 (1930年代以降、各国政府は輸入代替工業化政策を推し進め、大きな政府、福祉国家を指向し、政府権限の拡大により汚職が発生しやすい素地が生まれたこと)、③ 文化的影響 (家族の結束や義理人情を重視する傾向が強く、縁故採用やレント・シーキングが常態化していること) などがあげられよう²¹。

国際 NGO トランスペアレンシー・インターナショナルが、1995年以降、毎年発表している汚職認識指数 (CPI: Corruption Perception Index) をみると、オデブレヒトが関与した汚職事件が発覚していないウルグアイ、チリ、コスタリカは中南米において汚職の少ない国と評価され、先進国並みの水準である。一人あたりの国民総所得 (GNI) も高いうえ、世界ガバナンス指標 (WGI: Worldwide Governance Indicators)²² でも高評価を受けている。一方、ブラジル、コロンビ

²¹ 低開発国経済、また、ラテンアメリカ経済の特徴とも考えられる。低開発国経済は先進国経済と構造的要因による質的相違がある。貧弱な資本蓄積、所得配分の不公正、社会的流動性の欠如、インフレーションを招きやすい構造、行政組織の非効率等の相違が存在する。(大原美範「経済の特質」『地域研究講座 現代の世界 ラテンアメリカ』ダイヤモンド社、1973年、pp. 368-370ほか)。近時、ライン型資本主義、アングロサクソン型資本主義、それら以外の資本主義という区分もなされるが、ラテンアメリカの経済構造そのものが、異質であると理解した方が良い。また、外国資本への依存度が高く、植民地的地位に置かれることへの警戒から、金融に関してはばかりでなく、あるゆる面で、政府が強力に介入しがちであることも、汚職の温床となる素地となっていよう。

²² 世界ガバナンス指標は、① 汚職の抑制 (その国の権威・権力が一部の個人的利益のために行使される度合い)、② 政府の有効性 (行政サービスの質、政治的圧力からの自立度合い)、③ 政治的安定と暴力の不在 (国内で発生する暴動やテロなどにより、政府が不安定化する、転覆される可能性)、④ 規制の質 (政府が民間セクター開発を促進する政策や規制を策定し、実施する能力があるか)、⑤ 法の支配 (公共政策に携わる者が社会の方にどれだけ信頼を置いて遵守しているか)、⑥ 国民の発言力と説明責任 (国民の政治参加、結社の自由、報道の自由があるか) に分けて指標化され、各指標は -2.5 ~ +2.5 の間で表示され、数値が大きくなるほど良好と判断される。

[図表 5] 中南米主要国の汚職認識指数, 世界ガバナンス指標

		チリ	コスタリカ	ブラジル	パナマ	コロンビア	アルゼンチン	ペルー	ドミニカ共和国	エクアドル	メキシコ	グアテマラ	ベネズエラ
汚職認識指数	得点 (100点満点)	66	58	40	38	37	36	35	31	31	30	28	17
	順位 (176か国中)	24	41	79	87	90	95	101	120	120	123	126	166
世界ガバナンス指標	汚職の抑制	1.1	0.7	-0.4	-0.5	-0.3	-0.3	-0.4	-0.8	-0.7	-0.8	-0.7	-1.4
	政府の有効性	1.0	0.4	-0.2	0.2	0.0	0.2	-0.2	-0.2	-0.4	0.1	-0.6	-1.3
	政治的安定と暴力の不在	0.5	0.7	-0.4	0.4	-1.0	0.2	-0.2	0.3	-0.1	-0.8	-0.5	-1.0
	規制の質	1.4	0.4	-0.2	0.4	0.4	-0.5	0.5	-0.1	-1.0	0.3	-0.2	-2.0
	法の支配	1.1	0.5	-0.1	0.0	-0.3	-0.3	-0.5	-0.3	-0.7	-0.5	-1.0	-2.2
	国民の発言力と説明責任	1.0	1.1	0.5	0.5	0.1	0.5	0.3	0.2	-0.2	-0.1	-0.3	-1.1

(出所) トランスペアレンシー・インターナショナル, 世界銀行の資料を基に筆者作成

ア, アルゼンチン, ペルー, エクアドル, メキシコ, グアテマラ, ベネズエラなどは総じてランキングが低く, 世界ガバナンス指標も低い(図表5参照)。

一般的に, 汚職は対内直接投資を減少させるほか, 財政に負担を強いることになり, さまざまな面で経済成長を阻害する要因とされている²³。中南米地域の実質 GDP 成長率(前年比)は, 一次産品価格下落もあり, 2010年の+6.1%から

²³ 汚職が蔓延すると, 契約額は賄賂の分がコストとして上乘せされるので, 最終的には取賄側の国民が間接的に被害者となる。Wei Shang Jin (How taxing is corruption on international investors?, *NBER Working Paper*, No. 6030, 1997) は, 汚職が増えると, 企業による投資額が多くならざるを得なく, 増税による影響と等しく, その国に対する直接投資は減少することを明らかにしている。また, Mauro Paola (Corruption and Growth, *The Quarterly Journal of Economics*, 1995) は, 汚職と経済成長との間には負の相関があるとし, 汚職度指数が2ポイント上昇すれば, その国に対する投資率は4%ポイント下がり, 一人あたりの GDP は0.5%低下すると試算している。

低下し 2016 年はマイナス (-0.9%) となった。成長率は回復しつつあるもののその勢いは弱く、中期的には投資および生産性の低さから低成長が続く見通しである。

中南米地域が再び活力を取戻し、持続的かつ社会的に公平・公正な成長を実現するには、各国政府が汚職撲滅に向け、司法改革や法の支配の確立に取り組み、実効性の高い汚職対策を講じる必要がある。

第一歩として、オデブレヒトが関与した汚職事件の全容解明が待たれる。贈収賄は「密室の犯罪」とも「被害者なき犯罪」と言われることもあり、たしかに捜査の端緒を掴むことが難しい。それゆえ、汚職行為に関わる企業内部や取引業者等からの内部告発・証言が果たす役割は大きく、司法取引を取り入れているブラジルやペルーでは、他国に比べ捜査が進展している。また、汚職防止の観点からも、汚職行為を通報してきた際、法的免責・減免を可能とするリニエンシー制度(制裁減免制度)を積極的に導入し、不正や汚職行為を告発しやすい環境を整えていくべきであろう。ベネズエラやエクアドルのように、いまだ汚職犯罪に対する捜査機関が大統領権限のもとにあり、告発者・証言者の保護・保証が十分に確保されていない国では、司法・捜査機関の独立性を確保するための法整備、人材開発が前提となる。また、法執行の厳格化・処罰の確実な実施なども進めていく必要がある。

ただ、先に述べたように、法意識、法解釈、法制度は時代とともに変遷がある。時間がかかるとしても、将来的に、中南米の汚職事情が大きく変わる可能性は低くはない。

おわりに

中南米の多くの国々の政治構造は、首領政治的なコロネリズム (coronelismo)、配下や仲間の支持を得るために用いられる恩顧主義 (clientelismo)、専横的な個人主義 (personalismo) に特徴づけられ、ブラジルでは、Só não há jeito para a morte. 「死なない限り、やりようはある (死は不可避であるが、それ以外はやり方次第でどうにでもなる)」という諺があるように、あらゆることにジェイチー

ニヨ (jeitinho, 解決法) を駆使し、権力を有する一部の者が国家や企業を掌握し富を分け合ってきた²⁴。従来、権力者の「無処罰 ([葡語] impunidade, [西語] impunidad)」は当然のことと半ば諦めに近い意識が一般的になされてきたが、今般の事態の進捗を見るに、これまでとは異なる様相を呈している。一連の裁判において、ジョアキン・バルボザ連邦最高裁長官(メンサロン贈収賄事件) やセルジオ・モーロ地裁判事(ラバ・ジャット捜査) が元大統領や有力政治家に有罪判決を下したほか、ペルーでは歴代大統領の訴追、エクアドルでは副大統領罷免と、明らかに世論が司法関係者の行動に変化を起こしている。

かつて、米国も汚職大国といわれていた。しかし、1972年に発覚したウォーターゲート事件、76年のロッキード事件を契機に、77年に外国汚職防止法が制定された。外国公務員に対する贈賄行為を違法とし、贈賄行為を摘発して厳しい刑事・民事制裁を科すことで汚職一掃が図られた経緯がある。

オデブレヒトは2017年10月17日に、経営・会計・外部専門家から構成されるグローバル評議会(CG: Concejo Global)を設置し、汚職の再発防止に努めると表明した。これが中南米地域において、汚職防止に向けた取組みの嚆矢となり、公平かつ公正な商取引を行えるビジネス環境が構築される契機となることを期待したい。

今回の調査は、ブラジルに端を発した大規模汚職の一事例を対象としたものである。今後、通時的に、さまざまな汚職を、中南米以外の国々にも事例を広げて、比較研究を展開する予定である。本研究は、現在進行中の事例を検討することが主眼であったため、また、各国に跨り、かつ状況が非常に錯綜しているため、汚職の構造、また、金融制度と関連づけての解析として、不十分であるとのそしりはまぬがれない。今後の課題としたい。

以上

²⁴ アンジェロ・イシ『ブラジルを知るための56章』明石書店、2001年、pp.205-209。